

[後期第3問]

政府は、平成19年6月、企業にとっては、社会的責任や企業防衛の観点から必要不可欠な要請であるなどとして、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を策定した。

広域暴力団員Xは、自己名義の総合口座通帳及びキャッシュカードを取得する為、令和4年6月10日、甲銀行の口座開設手続等を担当している職員Aに対して、自己が暴力団員であることを秘し、総合口座利用申込書の「私は、申込書3枚目裏面の内容(反社会的勢力でないことなど)を表明・確約した上、申し込みます。」と記載のある「お名前」欄に自己の氏名を記入するなどして、自己が暴力団員でないものと装い、前記申込書を提出してX名義の総合口座の開設及びこれに伴う総合口座通帳の交付を申込み、Aらに、Xが暴力団員でないものと誤信させ、よって、その頃、同所において、AからX名義の総合口座通帳1通の交付を受け、更に、同月18日、当時のX方において、同人名義のキャッシュカード1枚の郵送交付を受けている。

甲銀行においては、従前より企業の社会的責任等の観点から、行動憲章を定めて、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいたところ、前記指針の策定を踏まえ、平成22年4月1日、貯金等共通規定等を改訂して、貯金は、預金者が暴力団員を含む反社会的勢力に該当しないなどの条件を満たす場合に限り、利用することが出来、その条件を満たさない場合には、貯金の新規預金申込みを拒絶することとし、同年5月6日からは、申込者に対して、貯金の新規預入申込み時に、暴力団員を含む反社会的勢力でないこと等の表明、確約を求めることとしていた。又、甲銀行では、利用者が反社会的勢力に属する疑いがあるときには、関係警察署等に照会、確認することとされていた。そして、本件当時に利用されていた総合口座利用申込書には、前記の通り、1枚目の「お名前」欄の枠内に所定の記載があり、3枚目裏面には、「反社会的勢力でないことの表明・確約について」との表題の下、自己が暴力団員等でないことなどを表明、確約し、これが虚偽であることなどが判明した場合には、貯金の取り扱いが停止され、又は、全額払い戻しされても異議を述べないことなどが記載されていた。更に、Xに應對したAは、本件申込みの際、Xに対して、前記申込書3枚目裏面の記述を指でなぞって示すなどの方法により、暴力団員等の反社会的勢力でないことを確認しており、その時点で、Xが暴力団員だとわかっていたら、総合口座の開設や、総合口座通帳及びキャッシュカードの交付に応じることはなかった。

以上の事実関係の下、Xの罪責について検討せよ。なお、特別法違反は検討しないこと。

参考判例：最決平成26年3月28日刑集68巻3号646頁判時2244・126